

# 宇部市医師会 大規模災害時行動指針



2022年（令和4年）3月

一般社団法人 宇部市医師会

## 目 次

### は じ め に

<b>第1 基本方針</b>	2
1 大規模災害とは	
2 目的	
3 基本的な考え方	
<b>第2 災害時対応への事前(平常時)準備</b>	4
1 宇部市医師会の準備	
2 会員の準備	
<b>第3 初動期の対応(災害発生後、概ね72時間経過まで)</b>	5
1 初動方針	
2 宇部市医師会災害時医療対策本部	
3 出動準備 (災害発生後、概ね1時間以内)	
4 救護所、休日・夜間救急診療所への出動 (災害発生後、概ね1時間以降)	
5 初動期の対応 (災害発生後、概ね72時間経過まで)	
6 救護活動	
<b>第4 初動期経過後(災害発生後、概ね72時間以降)</b>	10
1 宇部市医師会の対応	
2 会員の対応	
3 救護活動	
<b>第5 大規模災害に該当しない災害発生時の対応</b>	12
<b>第6 大規模災害時等の役員及び事務局職員の役割分担</b>	13

### お わ り に

#### < 資 料 >

1 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定	16
2 集団発生傷病者救急医療対策に係る実施細目	19
3 被災者への医療救護、健康管理及び薬剤の提供に関する包括協定	28

#### < 参 考 >

1 各種様式	29
2 行動指針(概要版)	39



## はじめに

一般社団法人 宇部市医師会

会長 黒川 泰

1949 年以降に日本全国で発生した震度 7 以上の地震は、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震と 5 件を数えます。これらの大地震は今後も数年から十数年に 1 回程度発生するとされ、日本全国のどこでも発生する可能性があることが知られています。また、このような大地震以外にも、激甚災害に指定される自然災害は過去 5 年間に全国で 22 件発生しています。

私たちの居住する宇部地域は、比較的自然災害の発生が少ないものと信じられてきましたが、それでも最近 100 年間でみると人的被害を伴う災害が 17 件発生しています。また、昨今の気候変動の影響などにより、今後は 1000 年に一度とされるような大きな自然災害が発生する可能性が高まっており、各地方自治体ではこれに対応するためのハザードマップが作成されている状況です。

大規模災害が発生した際には、医療関係者は最も重要な役割の一つを担うことになります。宇部市医師会では、これまで行政としっかりと連携しながら大規模災害対応を計画してきましたが、今回の行動指針策定にあたっては、より具体的で実効性のある指針を会員の皆様にお示しすることを第一に考えました。すなわち、宇部市の医師会員が、災害発生直後からどこで何を始めるべきか、どのように連携をとって救護活動を行うのか、そして災害発生に備えてどのような準備をしておくべきか、いずれも具体的に記載いたしました。この中で特に重要なのは、災害発生前の準備と災害発生後 72 時間の対応です。会員の先生方には、この大規模災害時行動指針をぜひ熟読ご理解いただき、もしもの事態にしっかりとご準備いただきますようお願い申し上げます。

# 第1 基本方針

## 1 大規模災害とは

大規模災害とは、自然災害及び人的災害により、被害が広範囲にわたり、復興までに長時間を要し、被災地内の努力だけでは解決不可能なほど著しく地域の生活機能、社会維持機能が障害されるような災害をいう。基本的には激甚災害（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用による）に指定される災害を基準とする。

一方、災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。（災害対策基本法第2条第1号）政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。（災害対策基本法施行令第1条）

## 2 目的

この指針は、大規模災害が発生した場合一人でも多くの市民を救命するために、医療救護班長をはじめとする医師会員の災害時初期医療救護活動に関する事項を定め、併せてその後の通常の社会生活への復帰や地域再建を目指す地域医療の復旧のための活動に資することを目的とする。

基本的には行政（県および市）の地域防災計画および災害マニュアル等に沿って、関係機関と協力して災害時医療救護活動を円滑、適切に行うための行動指針である。

## 3 基本的な考え方

大規模災害の発生時には、行政や関係機関と連携し、医療救護を必要とする方への医療行為や避難所・被災地への巡回医療・メンタルケア対策など、災害の規模、様態、時間の経過などに即応した役割を果たすことが求められる。

しかし、大規模災害時には、宇部市医師会館、病院・診療所施設、医師自身が被災することも想定され、あらゆる状況に応じて、円滑かつ適切な対応を図る必要がある。そのため、本医師会は以下の方針に立って、取組みを行うものとする。

- (1) 災害の状況に応じ、行政や関係機関と連携を取りながら必要な体制を取り、最大限の協力を行う。また、体制構築等のため、宇部市医師会会員（以下「会員」という。）の緊急連絡網を整備する。
- (2) 救急対策担当理事及び救急医療委員会は、市からの応援要請に備え医療救護班を編成し、出動体制の整備に取り組むとともに、医療救護に関する研修計画を策定し、行政の指導等により机上・実地訓練を行い、評価・改善しながら実効的な災害時対策を準備する。
- (3) 災害にも対応できる地域包括ケアシステムを構築し、大規模災害を見据えた医療統括体制の強化やかかりつけ医機能の推進を図る。
- (4) 災害時に在宅医療の提供が継続できるよう宇部地域医療圏での協力体制を構築する。
- (5) 会員は、災害発生直後は、医療救護活動が迅速かつ効果的に実施できるよう協力し、災害発生後、概ね72時間経過した時点（救護所における医療救護活動の停止が検討された時点）で、自院での診療の早期再開に努める。
- (6) 近年多発する豪雨災害等による大規模災害に該当しない災害発生時においても、大規模災害発生時と同様に必要な対応を行う。
- (7) 災害時に過不足のない医療体制と医薬品の供給を確保するため、関係機関と協定を締結する。

## 第2 災害時対応への事前（平常時）準備

### 1 宇都市医師会の準備

- (1) 宇都市医師会の緊急連絡網を整備する。
  - ① 会員の連絡先
  - ② 事務局職員の連絡先
  - ③ 「JMATやまぐち」に事前登録したチーム及び会員の連絡先
- (2) 災害発生時の行政機関担当者との連絡網を整備する。
- (3) 宇都市医師会館が被災し、使用不能となった場合の本部機能の設置場所を指定する。
- (4) 市、薬剤師会や歯科医師会などと連携して、救護所ごと（宇都市休日・夜間救急診療所を含む）に医療救護班を編成し、各班の班長および副班長を指名する。
- (5) 医療救護に関する研修や行政の防災訓練に会員を派遣する。
- (6) 山口県広域災害・救急医療情報システム(EMIS)が有効に活用できるよう研修・訓練を定期的に実施する。
- (7) 災害時に在宅医療の提供が継続できるよう宇部地域医療圏内を指揮監督する責任者を決定する。
- (8) 当該責任者は、宇部地域医療圏が担当する避難所や在宅患者等を取りまとめるとともに、山陽小野田地域及び美祢地域との連携を図りながら、災害時の在宅医療の提供体制を策定する。

### 2 会員の準備

- (1) 自院における緊急連絡網を作成する。
- (2) 非常時用の服装（オールシーズン対応、靴、帽子、手袋）、ヘルメット、ヘッドライト。
- (3) 災害携行品として診療着あるいはビブス（医師であることを周知させる目的）、診察器具（聴診器、ペンライト等）、持出し可能な限りの医薬品および医療衛生材料。
- (4) 通信機器、筆記用具、自分用の水・食料（3日分）、雨着、寝袋、マスク。  
(通信機器に関しては情報管理、伝達事項の一元化を図るため、市より配布された無線電話だけでなく、個人の携帯電話、携帯メール等を活用し電話番号、メールアドレスの登録および管理の準備を進める必要がある。)
- (5) 自転車（移動用として最適）
- (6) 災害用無線電話の充電状態や作動状態を常に確認し非常時に備える。
- (7) 医療救護活動参加時に医院入口に休診を示す張り紙（医療救護活動のため休診であり、治療が必要な患者は近くの救護所に向かう旨記載）

## 第3 初動期の対応（災害発生後、概ね72時間まで）

### 1 初動方針

#### (1) 医師会会長の職務

医師会会長は大規模災害発生時には「山口県宇部災害対策地方本部（地域保健医療調整本部）」に出席する。（事務局長が同行）

#### (2) 宇部市医師会災害時医療対策本部の設置

宇部市からの医療救護班の出動要請を受け、宇部市医師会館内に会長を対策本部長とする宇部市医師会災害時医療対策本部（以下、医師会対策本部）を設置し委員を招集する。委員は副会長、庶務担当理事、救急対策担当理事、救急医療委員会委員、本会事務局長またはその代表の職員とする。

#### (3) 会員の役割

各会員は、家族、看護師等の職員の安全を確保するとともに、家屋、診療所の被害状況を確認し、安全が確認できた場合は、医師会対策本部からの出動要請に速やかに対応できるように準備する。なお、家屋等に倒壊等の危険がある場合は、最寄りの避難所に避難し、避難者の状況に応じて救護活動にあたる。

### 2 宇部市医師会災害時医療対策本部

会長は対策本部を総括し、以下の任務を行う。副会長は会長が不在の場合に会長を代行し、委員と連絡調整を密にとり対策本部を運営する。

- (1) 医療救護班の派遣の決定
- (2) 行政機関、関係機関、各救護所、診療所等と連携した救急医療および助産活動の実施
- (3) 負傷者等の医療機関への収容調整
- (4) 診療所再開への支援
- (5) その他、被災者的人命を守るために必要な事項

### 3 出動準備(災害発生後、概ね1時間以内)

- (1) 各医療救護班長をはじめとする無床診療所の医師は、災害発生時、大規模災害に相当するか否かを電気・ガス・水道等のライフラインや周囲の建物の損壊状況、インターネットやラジオ等の情報から、避難所への避難や無床診療所での診療の可否を判断する。

(2) 医療救護班の班員は、携帯電話を携帯し医師会対策本部からの出動要請を待つものとする。なお、診療時間中に出動要請があった場合は、診療所の入口にあらかじめ用意した休診の張り紙を掲示し、来院患者には迅速に対応して出動準備を急ぐ。

#### 4 救護所、休日・夜間救急診療所への出動(災害発生後、概ね1時間以降)

- (1) 各医療救護班長は、医師会対策本部からの出動要請に従い、所属する班員に集合を要請するとともに、自院にある診察道具、医療資材、医薬品等ができるだけ携帯して、あらかじめ指定された救護所または被害の状況に応じて県（市）が設置する救護所に出動し、県や市、自主防災会の指示する位置に救護所を設営して速やかに診療を開始する。
- (2) 班長以外の無床診療所の医師（含副班長）は、班長からの指示に従い自院にある診療道具等を携帯して、救護所に出動し診療にあたる。
- (3) 救護所に出動する医師は、健康で救護活動が可能な者に限る。災害発生時、自身や患者、家族、従業員の状態および建物や周辺道路の損壊、火災等で出動困難な状況であれば、それらに対する措置や避難を優先して行い、出動を見合わせることはやむを得ない。
- (4) 班長が出動困難な場合は、早急に医師会対策本部に連絡して交代人員を要請する。ただし、自院であれば救護活動が可能な場合は、地域の救護所と連携を図って診療を行うこととする。
- (5) 救護所までの移動は、原則として徒歩または自転車等により各医師の責任のもとに行うものとするが、自転車等による移動が困難な場合は、医師会対策本部に連絡し、宇都市災害対策本部による搬送を要請することができる。なお、救護所までの移動中、負傷者に遭遇した場合は、トリアージにて軽症者には簡単な処置を行い、重症者は近隣住民等周囲の協力を得て救護所または病院に移送させる。

#### 5 初動期の対応(災害発生後、概ね72時間経過まで)

##### (1) 宇都市医師会の対応

- ① 会長が、宇都市の出動要請を受けた場合、または大規模災害等災害の規模に応じて医療救護・助産活動が必要と判断した場合は、宇都市医師会館内に「宇都市医師会災害時医療対策本部」を設置し、委員を招集する。委員は副会長、庶務担当理事、救急対策担当理事、救急医療委員会委員、本会事務局長またはその代表の職員とする。

### ※ 「災害対策本部」を設置しないパターン

宇部地域内で、大規模災害が発生した場合又は震度6弱以上の地震が発生した場合は、会長、副会長、庶務担当理事、救急対策担当理事、救急医療委員会委員及び事務局職員は宇部市医師会館に参集する。

なお、事務局職員は震度5以上の地震発生時には宇部市医師会館に自主参集し、情報収集（別記様式第4号）を行う。

- ② 事務局は、宇部市災害対策本部、山口県災害医療コーディネーターを含む地域保健医療調整本部（以下「行政等」という。）及び山口県広域災害救急医療情報システム(EMIS)から情報収集（別記様式第4号）を行い、必要に応じて会員への周知を行う。
- ③ 事務局は、会員の安否、被災状況、診療応需状況、傷病者搬入・受入状況（受入可能数を含む）、災害時要援護者に関する情報（別記様式第2号）を確認し、行政等に情報（別記様式第3号）を提供する。
- ④ 事務局は、会員が速やかに医療行為を行えるよう、必要に応じて行政等に支援を要請することができる。また、診療不能となった医療機関や応援が可能な医療機関が、救護所や診療可能な医療機関の活動を支援できるよう調整する。更に、在宅医療グループの拠点病院へ活動開始を要請する。
- ⑤ 宇部市から医療救護班の派遣要請があった場合（別記様式第7号）、会長は、救急対策担当理事及び救急医療委員会と協議のうえ、医療救護班を指定し派遣する。なお、医療救護班の編成は、宇部市地域防災計画の編成基準を参考に編成するものとする。
- ⑥ 会員は、自らの居住地域で災害医療活動の援助が必要である場合、できるだけ自地域において「JMATやまぐち」を編成し医療活動を実施し、JMATのみでは地域医療ニーズに対応できない場合は、県医師会の派遣を宇部市医師会災害対策本部に要請する。
- ⑦ 事務局は、県医師会に被災状況や災害対応体制の立ち上げ状況を報告する（別記様式第1号及び様式第4号）。
- ⑧ 事務局は、傷病者の減少など状況が鎮静後、会員が自院での診療を速やかに再開できるよう所要の調整及び支援を行う。

### ※ 医療救護班の編成基準（宇部市地域防災計画より）

医師（1～2名）、薬剤師（1名）、看護師（3～5名）（うち1名は師長）、事務職員（1名）、運転手（1名）（診療車等の車両を有するとき）

※ 派遣された医療救護班の活動内容（災害時の医療救護活動に関する協定書第4条より）

- ① 傷病者に対する応急処置
- ② 傷病者の選別
- ③ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ④ 転送困難な患者及び救護所における簡易な患者に対する医療
- ⑤ 死亡の確認

## (2) 会員の対応

- ① 家族と自身の安全を確保するとともに、診療所および家屋等の損壊状況を確認する。なお、家屋等の損壊が著しい場合など、家族に危険が及ぶ恐れがある場合は、避難所に避難する。
- ② 医師会対策本部に対し、自身とその家族の安否と所在、被災状況、診療応需状況、傷病者搬入・受入状況（受入可能数を含む）、災害時要援護者に関する情報を報告する（別記様式第2号）。
- ③ 医療救護班への医師・看護師等の参加可否や提供が可能な医薬品を医師会対策本部に報告する（別記様式第2号）。
- ④ 自らの居住地域の住民・患者に対する診療や健康管理を行うとともに、避難所や在宅患者等への巡回診療に協力する。
- ⑤ 診療不能となった医療機関や他の診療所等の応援が可能な医療機関は、避難所に設置された医療救護所や診療可能な医療機関の活動を支援する。
- ⑥ 自院に被害が無い場合は、発災後、概ね72時間経過した時点で自院での診療が再開できるよう、事前に準備を行う。

## 6 救護活動

### (1) 各救護所

#### 急性期（災害発生後、概ね72時間以内）の活動内容

- ① 被災者のトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）  
重症度や治療優先順位を見極め、救命の可能性が高い重症者から救護を指示する。START法を用い、一人当たりに掛ける時間は30秒を念頭に行う。  
必要に応じ再トリアージを実施する。
  - ・第1順位（赤色）重症群（救護処置・搬送最優先順位群）  
気道確保等応急処置後、速やかに自家用車・救急車、緊急消防救助隊・自衛隊等で後方支援機関に移送する。
  - ・第2順位（黄色）中等症群  
応急処置後、自家用車などで後方支援機関に移送する。
  - ・第3順位（緑色）軽症群  
応急処置後、各自帰宅させ様子をみさせる。

- ・第4順位（黒色）死亡群および救命不可能群（不搬送・不処置群）  
死亡確認に時間を掛けすぎない事。後に警察の要請により検案を行う。  
(自衛隊は死者を運ばないことを考慮する)
- ② 負傷者に対する応急処置の実施  
<救護所での外科的処置の原則>
  - ・止血を最優先する。
  - ・完全な処置を求めず短時間で行う。
  - ・創は可能な範囲で洗浄・消毒し、汚染創は縫合しない。
  - ・物が刺さったままの刺創は手をつけず搬送する。
  - ・骨折は整復と簡単な副木程度の固定にとどめる。
- ③ 後方支援機関への移送  
トリアージ重症群の気道確保・応急処置終了後、速やかに後方支援機関への移送指示を行う。助産および精神疾患患者は後方支援機関へ移送する。
- ④ 死体検案  
警察からの協力要請に応じる。
- ⑤ 限られた人員、資源で効率よく3T（トリアージ、応急処置、搬送）  
あらかじめ作成した医療救護所における医師用アクションカードを活用し行動する。

## （2）宇都市休日・夜間救急診療所救護班

基本的には救護活動内容は各救護所と同じであるが、救護所の拠点として活動することを使命とする。当該救急診療所開業時間内に大規模災害が発生した場合は医師会対策本部が設置され次第、速やかに医療救護班として活動を開始し、開業時間外にあっては、各救護所の対応と同様である。

## 第4 初動期経過後（災害発生後、概ね72時間以降）

### 1 宇都市医師会の対応

- (1) 診療施設の被災状況、診療応需状況、傷病者搬入・受入状況（受入可能数を含む）、災害時要援護者に関する情報を収集・整理し、行政等へ提供する（別記様式第2号及び様式第3号）。
- (2) 事務局は、行政等から情報を収集し、速やかに会長、副会長及び救急対策担当理事へ報告する（別記様式第4号）とともに、必要に応じ、行政等との連絡調整にあたる。
- (3) 会長及び救急対策担当理事は、救急医療委員会を招集し、初動期対応の状況や把握した情報の提供を行うとともに、所要の対応について協議・実施する。
- (4) 会長は、効率的な救急医療の提供と、地域医療の早期の機能回復を目指して調整を行うとともに、必要に応じて行政等に支援を要請する。
- (5) 医療救護班は、避難者や救護者の概要を把握するとともに、避難所等の公衆衛生対策や避難者の医療・健康管理に関して助言・指導を行う。
- (6) 在宅医療班は、在宅患者の医療・健康管理を担う主治医や在宅医療グループの拠点病院等への支援を行う。
- (7) 会長は、診療不能となった医療機関や応援が可能な医療機関が、医療救護所や診療可能な医療機関の活動を支援できるよう調整する。

### 2 会員の対応

- (1) 自らの所在に変更がある場合は、医師会対策本部にその旨報告し、連絡体制を確立する。
- (2) 診療施設の被災状況、診療応需状況、傷病者搬入・受入状況（受入可能数を含む）、災害時要援護者に関する情報を隨時、医師会対策本部に報告する（別記様式第2号）。
- (3) 避難所や被災者の避難状況における医療・保健のニーズ等の把握に努め、必要に応じ、会長又は救急対策担当理事に情報を提供する。
- (4) 自地域の住民・患者に対する診療や健康管理を行うとともに、避難所や在宅患者等への巡回診療に協力する。
- (5) 避難所等において、介護関係者を含む多職種連携を編成し、介護者や障害者などの支援にあたる。
- (6) 医療救護所が閉鎖された後は、自院での診療の早期再開に努める。

### **3 救護活動**

#### **(1) 宇都市休日・夜間救急診療所救護班および各救護所**

宇都市災害対策本部から医療救護の継続要請があった場合、各医療救護班は、救護活動を継続しながら交代要員を待つ。医療救護の対象者は、主として避難住民や軽症者・在宅難病患者・高齢者・身体障害者などの災害弱者となり、避難所および地域での医療救護活動や保健指導が主となる。ただし、避難所や車中避難者に生じる脳卒中や心筋梗塞、エコノミークラス症候群などにも留意する必要がある。

#### **(2) 救護所の活動停止および医師会対策本部の閉鎖**

- ① 傷病者の減少など状況が収まり、大規模災害発生後、概ね 72 時間経過した時点で会長は、宇都市災害対策本部と協議の上、救護所の活動停止を検討する。
- ② 医療救護班長は、救護所閉鎖時に診療を再開している近隣の医療施設名、住所、電話番号、メールアドレス、診療科名、診療時間及び入院の可否などの情報を地図と共に避難所に掲げる。
- ③ 会員が自院での診療を再開した場合は、速やかにその旨を医師会対策本部に連絡する。
- ④ 救護所が全て閉鎖し診療所が概ね再開されれば医師会対策本部を閉鎖し、宇都市医師会本会に任務を引き継ぐ。

#### **(3) 費用弁済**

医療救護に必要となった費用については、宇都市と締結している「集団発生傷病者救急医療対策に関する協定」及び「集団発生傷病者救急医療対策に係る実施細目」に基づき費用弁償等がなされる。

#### **(4) 救急医療活動報告書の提出**

会長は、知事又は市長の要請により医師等を出動させ、救急医療活動を実施したときは、事後速やかに次の各号に掲げる内容を示した報告書を知事又は市長に提出する。

- ① 出動場所
- ② 出動者の種別、人員（出動者の出動時間及び期間別に記載）
- ③ 受診者数（重傷、軽傷、死亡別）
- ④ 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の数量、金額
- ⑤ 損害補償を受けるべき者及び物件の程度
- ⑥ 救急医療活動の概要
- ⑦ その他必要な事項

## 第5 大規模災害に該当しない災害発生時の対応

### 1 大規模災害に該当しない災害発生時の対応

- (1) 事務局は、災害情報や行政等の対応状況を会長、副会長、庶務担当理事及び救急対策担当理事等に報告する（別記様式第4号）。
- (2) 会長及び救急対策担当理事等は、大規模災害発生時の対応を参考に必要な対応を行う。

## 第6 大規模災害時等の役員及び事務局職員の役割分担

### 1 会長

- ① 宇部市医師会の行動を総括し、救急対策担当理事等や事務局職員を指揮監督する。
- ② 災害医療の包括的対応・指示を行う。

### 2 副会長

- ① 会長の職務を補佐し、会長が不在の場合はその職務を代行する。

### 3 庶務担当理事

会長の指示のもと、次のことを行う。

- ① 行政等との連絡調整を指揮監督する。
- ② 会員への情報収集を指揮監督する。
- ③ 山口県医師会への情報提供を指揮監督する。

### 4 救急対策担当理事

会長の指示のもと、次のことを行う。

- ① 医療救護活動に関する事項について決定する。
- ② 会員への行動要請内容が決定後、会員へ行動を指示する。

### 5 救急医療委員会委員

- ① 医療救護活動に関する重要な事項について協議する。
- ② 被災自治体の災害対策本部にて情報収集・連絡調整を行う。

### 6 事務局職員

会長等の指示のもと、行政等や会員からの情報収集や関係機関との連絡調整等を行う。

- ① 事務局長：会長・救急対策担当理事等との連絡調整、県医師会との連絡調整など事務総括
- ② 情報収集員1名：情報収集（会員の安否、被災状況、診療応需状況、傷病者搬入・受入状況（受入可能数）、災害時要援護者に関する情報）、会員への情報発信、災害対策本部への報告（別記様式第2号及び様式第3号）
- ③ 総務班員1人：災害対策本部派遣の連絡調整員からの情報収集（別記様式第4号）
- ④ 連絡調整班員1人：医療救護班の医師の送迎、処置内容・結果等の記録、医師会本部ほか行政等の関係機関との連絡調整（別記様式第5号・6号・8号）

## 7 役員に事故あるときの職務代理

会長及び副会長が災害等のため参集できないときは、次の順序でその職務を代理する。庶務担当理事、救急対策担当理事、救急医療委員会委員の順とする。

附則 この行動指針は、令和4年3月1日から施行する。

(令和4年1月24日開催の理事会において承認)

## 《資料》

- 1 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定（平成3年4月）

【宇都市医師会・宇都市】

- 2 集団発生傷病者救急医療対策に係る実施細目（平成3年4月）

【宇都市医師会・宇都市】

- 3 被災者への医療救護、健康管理及び薬剤の提供に関する包括協定（平成19年11月）

【宇都市医師会・山口県宇部健康福祉センター・宇都市・宇部薬剤師会】

## 《参考》

- 1 厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」

（平成29年7月）

- 2 山口県地域防災計画（平成27年10月）【山口県】

- 3 第7次山口県保健医療計画（平成30年3月）【山口県】

- 4 宇都市地域防災計画（平成29年10月）【宇都市】

- 5 JMATやまぐち（山口県医師会災害医療チーム）活動マニュアル（平成26年3月）

【山口県医師会】

- 6 JMATやまぐち活動マニュアル～被災地版～（令和2年9月）【山口県医師会】

- 7 大規模災害時行動計画（令和元年11月）【飯塚医師会】

- 8 甲府市医師会大規模災害時医療救護活動マニュアル【甲府市医師会】

# おわりに

一般社団法人 宇部市医師会

救急対策担当理事 高田 弘一郎

宇部市に大規模災害が発生した時、我々医師会員はどう行動したらよいのでしょうか？

これまで救急蘇生委員会における緊急連絡網はあるものの、会員全体に向けての明確な行動指針はありませんでした。

今回、宇部市医師会 100 周年の節目の年を迎え、黒川会長、事務局、関係各所の尽力でこの大規模災害時行動指針が誕生いたしました。

災害時には情報の収集と共有が最重要となってきます。

そのため、よかれと思って動く単独の医療行為はその情報収集が難しく情報の統制が取れなくなってしまいます。

今後、大規模災害はあってはなりませんが、もしもの発災の際にはこの行動指針に従い活動し、一人でも多くの市民の皆様の救命に貢献していただければと思います。

末尾になりましたが、今回初刊となるこの宇部市医師会大規模災害時行動指針を作成するに当たり、ご指導・ご助言をいただきました山口大学医学部附属病院の鶴田副院長を初め、宇部薬剤師会、宇部歯科医師会、その他関係の皆様に心より感謝を申し上げます。

## 宇都市地域防災計画

風水害対策編 [2-6-5] 火災・事故対策編 [2-6-5] 震災対策編 [2-8-4]

### [資料] 集団発生傷病者救急医療対策に関する協定

宇都市（以下「甲」という。）と（社）宇都市医師会（以下「乙」という。）とは次のとおり協定を締結する。

#### （総則）

第1条 この協定は、宇都市地域防災計画に基づき甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に關し、必要な事項を定める。

#### （医療救護活動の要請及び実施）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、直ちに医療救護班を第3条に定める救護所に派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

#### （救護所）

第3条 甲は、災害の状況により乙と協議の上、必要に応じ市有施設等に救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、乙及び乙の会員の協力を得て、発災地周辺の医療施設に救護所を設置することができる。

#### （医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

##### （1）傷病者に対する応急処置

##### （2）傷病者の選別

##### （3）後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

##### （4）転送困難な患者及び救護所における軽易な患者に対する医療

##### （5）死亡の確認

##### （指揮命令）

第5条 医療救護班に係る指揮命令は、乙が行うものとする。

#### （連絡調整）

第6条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲、乙双方緊密な連携のもとに行うものとする。

#### （輸送）

第7条 医療救護班は、原則としてタクシー等の交通機関又は乙の会員の所有する車両等により第3条に定める救護所へ直行するものとする。ただし、災害の状況により必要に応じ、指定した集合場所に集合する場合は、甲の調達する車両等で第3条に定める救護所へ行くものとする。

2 傷病者の後方医療施設への転送は、甲が行うものとする。

#### （医薬品等）

第8条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として乙が携行又は調達する。

2 救護所での必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

#### （装備の貸与）

第9条 甲は、乙に対し医療救護活動に必要な個人装備の貸与を行うものとする。

#### （医療費）

第10条 甲が設置する救護所における傷病者に対する医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、患者負担とする。

#### （防災訓練）

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に医療救護班を参加させるものとする。

#### （医療救護活動の報告）

第12条 乙は、医療救護班ごとに救護班日報（様式1）を整備するとともに、医療救護活動の終了

後、速やかに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第 13 条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は甲が負担する。

(1) 医療救護班の派遣に伴う経費

- ア 医療救護班の派遣に要する費用
- イ 医療救護班が携行又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、医療材料等の費用
- ウ 医療救護班が携行した医療材料等が滅失損傷した場合の費用
- エ 医療救護班が交通機関を利用した場合の費用

(2) 第 3 条第 2 項の定めにより、医療施設に救護所を設置した場合において、医療救護活動により医療施設等に損傷が生じたときの修繕費

(3) 防災訓練参加に伴う費用

(災害補償)

第 14 条 甲の要請を受諾した者が、医療救護活動に従事し、又は防災訓練に参加している間及び救護所等までの往復途上において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、次のとおりとする。

(1) 医師は、「宇部市立博愛幼稚園の園医、園歯科医及び園薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和 42 年条例第 44 号)」に準じ災害補償を行うものとする。

(2) 看護婦及び補助者は、「宇部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年条例第 43 号)」に準じ災害補償を行うものとする。

(医事紛争の処理)

第 15 条 乙の会員等と傷病者等との間に甲が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、甲、乙が協議の上、適切な措置を講ずるものとする。

(災害救助法との関係)

第 16 条 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)による指定を受けた場合は、本協定は指定日より災害救助法の定めるところによる。

(協定の期間)

第 17 条 この協定の有効期間は、平成 3 年 4 月 18 日から平成 4 年 3 月 31 日までとする。

2 協定期間が満了する日の 1 カ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この期間は更に 1 年間延長するものとし、その後において期間が満了したときも、また同様とする。

(実施細目)

第 18 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第 19 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義の生じた事項については、甲、乙双方協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 3 年 4 月 18 日

甲 宇部市

宇部市長 中村勝人

乙 (社) 宇部市医師会

医師会長 内田潔

## 様式1

## 救護班日報

平成 年 月 日

( ) 救護班長 医師 印

## 1 救護診療記録

患者氏名	住所	生年月日	病名等	処置の概要等	使用医療品 ・材料等	使 用 数 量 等
男・女		・				
男・女		・				
男・女		・				
男・女		・				
男・女		・				
男・女		・				

## 2 救護人員総括表

死亡	重症	軽症	その他	合計
人	人	人	人	人

## 3 救護班の従事者名

職種	従事者名	従事日	従事時間	従事場所
		月 日	時 分～ 時 分	
		月 日	時 分～ 時 分	
		月 日	時 分～ 時 分	
		月 日	時 分～ 時 分	
		月 日	時 分～ 時 分	

## 4 自動車等の借上状況

救護従事者名	使用区間	種別（タクシー・ 自家用車等）	使用台数	金額（タクシー 等の料金）

## 5 その他（特記すべき事項）

## [資料] 集団発生傷病者救急医療対策に係る実施細目

宇部市（以下「甲」という。）と（社）宇部市医師会（以下「乙」という。）との間において、平成3年4月18日締結した「集団発生傷病者救急医療対策に関する協定書」（以下「協定書」という。）第18条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

### （緊急連絡網の整備）

第1条 甲及び乙は、協定書第2条に定める医療救護活動の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い、相互に交換するものとする。

### （指揮体制）

第2条 乙は、指揮本部の構成等指揮体制に関してあらかじめ定めておくものとする。

### （医療救護班の編成）

第3条 医療救護班は、原則として医師、看護婦及び補助者で編成する。

2 班長は、医師とする。

3 班長は、必要により甲の消防救急隊員、保健婦等の応援を求めることができる。

### （医療救急活動の実施場所）

第4条 医療救護班は、協定書第3条に定める救護所において協定書第4条に定める業務を行うものとする。ただし、必要がある場合は、災害現場において、その業務の一部を行うものとする。

### （傷病者の選別、表示及び応急処置）

第5条 傷病者の選別及び応急処置は、医師の指示により消防救急隊員等が行うことができる。

2 傷病者伝票は、医師の指示によりあらかじめ甲が指名する職員が記入する。

### （救出、誘導）

第6条 傷病者の救出及び誘導は、消防救急隊員等が関係防災機関と連携して行う。

### （要請する災害の程度）

第7条 協定書第2条第1項に定める医療救護活動を実施する必要が生じた場合とは、集団的に多数の傷病者（おおむね15人以上）が生じた場合をいう。

### （要請の方法）

第8条 協定書第2条第1項に定める要請は、宇部市長から宇部市医師会長に対して行うものとする。

2 緊急を要するときは、宇部市消防本部から乙の救急担当者に対して要請することができる。

### （連絡調整事項）

第9条 協定書第6条に定める連絡調整事項は次のとおりとする。

（1）医療救護班に関すること。

（2）救護所に関すること。

（3）死者に関すること。

（4）後方医療施設に関すること。

（5）医薬品及び医療材料に関すること。

（6）その他医療救護に関すること。

### （装備の貸与）

第10条 協定書第9条に定める個人装備の貸与品の種類及び仕様は、甲、乙協議して定める。

### （医療救護活動従事者の費用負担）

第11条 協定書第13条第1号ア及び第3号に定める医療救護活動の従事者に対する費用負担は、甲及び乙との間に締結した予防接種業務委託契約（昭和58年4月1日）第4条に基づき、別に定める集団接種委託料の1時間単価に医療救護活動従事時間数を乗じた額とする。

(費用負担等の請求)

第12条 協定書第13条に定める費用負担等の請求は、次の各号により行う。

1 第1号関係

アに定める費用の請求は、様式1及び様式1の1によるものとする。

イに定める費用の請求は、様式2及び様式2の1によるものとする。

ウに定める費用の請求は、様式2及び様式2の1によるものとする。

エに定める費用の請求は、様式3によるものとする。

2 第2号関係

修繕費の請求は、様式2に関係業者の見積書等を添付して請求するものとする。

3 防災訓練参加に伴う費用の請求は、様式1によるものとする。

(災害報告)

第13条 協定書第14条に該当する事故が発生したときは、乙は速やかに様式4により報告するものとする。

(医事紛争の処理)

第14条 協定書第15条に定める医事紛争処理は、甲の責任と負担において行うものとする。

ただし、当該医事紛争が乙の医療救護活動を実施した医師又は看護婦等の故意又は、重大な過失による場合はこの限りでない。

2 医事紛争が、当該業務に従事した乙の会員（以下「丙」という。）の責めに帰すべきでない事由により生じた場合において、丙がその事故に関連して医業上の不利益その他の損失を被ったとき  
甲は、その損失を補償し、又はそのおそれがあるときは防止するための適切な措置を講ずるものとする。

(広報)

第15条 報道機関に対する医療救護活動に関する広報はすべて甲が行う。

(通信施設)

第16条 甲は、通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、救護所に防災行政無線移動局を配備するものとする。

この実施細目締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成3年4月18日

甲 宇部市  
宇部市長 中村勝人

乙 (社)宇部市医師会  
医師会長 内田潔

様式1

請　　求　　書

請求金額 円

内訳

区分		職種	延人員	単価	金額	備考
医療救護活動 従事者	<u>100</u> <u>100</u>	医 師				
		看護婦				
		補助者				
	<u>125</u> <u>100</u>	医 師				
		看護婦				
		補助者				
	<u>150</u> <u>100</u>	医 師				
		看護婦				
		補助者				
合 計						

平成 年 月 日から平成 年 月 日の間における医療救護活動に係る費用負担を下記のとおり請求します。

平成 年 月 日

宇部市医師会長

印

宇部市長

様

様式1の1

## 医療救護活動報告書

医療救護班名 責任者名	職種	氏名	活動期間		活動場所
			月 日	自 時 分 至 時 分	
			月 日	自 時 分 至 時 分	
			月 日	自 時 分 至 時 分	
			月 日	自 時 分 至 時 分	
			月 日	自 時 分 至 時 分	
			月 日	自 時 分 至 時 分	

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

宇都市医師会長

印

宇都市長

様

様式2

請 求 書

(医薬品・医薬材料費・修繕費)

請求金額                    円

内訳

品名 (物品名)	規格	数量	単位	単価	金額

平成 年 月 日から平成 年 月 日の間の医療救護活動における医薬品等の費用を下記のとおり請求します。

平成 年 月 日

宇部市医師会長

印

宇部市長 様

様式2の1

### 医薬品・医療材料等物品損傷報告書

医療救護班名	品 名 (物品名)	数 量	単位	単 価	金 額	備考 (損傷の程 度、原因、種類)

上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

宇部市医師会長

印

宇部市長

様

様式3

交通機関等利用実費請求書

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

内訳

種 別	区 間	数 量	単 位	金 額

平成 年 月 日から平成 年 月 日の間における医療救護活動に係る交通機関等利用の費用を下記のとおり請求します。

平成 年 月 日

宇部市医師会長

印

宇部市長

様

## 医療救護活動従事者事故報告書

平成 年 月 日

宇部市長 様

宇部市医師会長 印

平成 年 月 日 要請のあった医療救護活動において下記のとおり事故傷病者が発生した  
ので報告します。

記

医療救護班名						
氏名						
生年月日	年 月 日 生 ( 歳 )					
職種						
事故傷病発生日時	平成	年	月	日	午前	時 分ごろ
午後						
事故傷病発生場所						
傷病名						
傷病の部位及び程度						

診療種別	外来(月日)      入院(月日)
診療医療機関	
事故発生の状況	
責任者または現認者の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 平成 年 月 日 印
医師会長の意見	

宇都市地域防災計画

風水害対策編 [2-6-5] 火災・事故対策編 [2-6-5] 震災対策編 [2-8-4]

[資料]

被災者への医療救護、健康管理及び薬剤の提供に関する包括協定

宇都市、山口県宇部健康福祉センター、宇都市医師会及び宇部薬剤師会は次のとおり協定する。

災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したときに、医療救護、健康管理及び薬剤が必要な市民に対し、速やかに提供できるよう四者が連携を密に協力し合い、それぞれが最大限の対応を行うものとする。

平成19年(2007年)11月22日

宇 部 市 長 藤 田 忠 夫

山口県宇部健康福祉センター所長 岡 伸 爾

社団法人宇都市医師会長 福 田 信 二

社団法人宇部薬剤師会長 藤 本 正 夫

## ■各種様式

区分	様式
大規模災害時の行動推移表	第1号
医療機関診療状況等報告書(医療機関報告用)	第2号
医療機関診療状況等報告書(総括表[医療機関別])	第3号
行政側への情報収集	第4号
医療救護班活動状況報告書(現地から医師会あて)	第5号
医療救護班活動状況報告書(総括表[活動場所別])	第6号
協力要請書	第7号
救護班員名簿	第8号

## 大規模災害時の行動推移表

(宇都市医師会)

No.	日付	処理時間	処理内容	記入者
	/	:		
	/	:		
	/	:		
	/	:		
	/	:		
	/	:		
	/	:		
	/	:		
	/	:		
	/	:		
	/	:		
	/	:		
	/	:		
	/	:		
	/	:		

## 医療機関診療状況等報告書(医療機関報告用)

1	医療機関名・報告者名	
2	会員医師及び家族の安否・傷病の状況	
3	診療施設の被災状況	
4	看護師の出務状況	
5	診察の可否	可 · 不可
6	傷病者の搬入受入状況	
7	傷病者の受入可能数	可( 人) · 不可
8	要援護者に関する情報	
9	医療救護所又は診療可能な医療機関での活動支援の可否	可 · 不可 可の場合 医師名: 既に支援中の場合 支援先:
10	医療救護班への参加の可否	可 · 不可 可の場合 ·医師名: ·看護師名:
11	提供可能な医薬品 (品名・数量)	
12	支援等の要望事項	

## 医療機関診療状況等報告書(総括表[医療機関別])

年 月 日

(宇都市医師会)

区分	医療機関名	診察	傷病者の搬入受入	備考
1		可・不可	可(人)・不可	
2		可・不可	可(人)・不可	
3		可・不可	可(人)・不可	
4		可・不可	可(人)・不可	
5		可・不可	可(人)・不可	
6		可・不可	可(人)・不可	
7		可・不可	可(人)・不可	
8		可・不可	可(人)・不可	
9		可・不可	可(人)・不可	
10		可・不可	可(人)・不可	

## 行政側への情報収集

1	相手の所属・氏名	市 名前:
2	相手の連絡先	課名: 電話番号:
3	受信者名	
4	被災概要及びその対応状況	
5	傷病者の状況（人数や応急医療の実施状況等）	
6	医療救護所の設置見込み、医療救護班派遣要請の可能性	
7	災害拠点病院や二次救急医療機関からの支援要請の有無	
8	避難所等からの医療支援要請の有無	
9	医療救護所や避難所等までの通行可能な道路状況	
10	医療救護所や避難所等までの使用可能な移動手段	
11	医師会への要望事項	

## 医療救護班活動状況報告(現地から医師会あて)

1	報告者名	
2	医療救護活動場所	
3	同上到着時間	月 日( ) 時 分
4	従事者氏名	医師名: 看護師名: 【 】:
5	医療救護件数及びその内容	
6	医薬品の使用状況及び需給状況	医薬品名: 使用量: 需給状況
7	医療器具の需給状況	
8	医療救護活動の終息見通し	
9	医療救護活動場所までの交通状況	
10	医療救護活動場所までの移動手段	
11	従事者の交替要望	
12	行政への要望事項	
13	医師会への要望事項	
14	その他	

## 医療救護班活動狀況報告書(総括表[活動場所別])

(宇都市医師会)

医療救護活動場所	出動人数 人	活動狀況 月　日( )　時　分 ～ 月　日( )　時　分 (取扱件数) 件	備考
		月　日( )　時　分 ～ 月　日( )　時　分 (取扱件数) 件	
		月　日( )　時　分 ～ 月　日( )　時　分 (取扱件数) 件	
		月　日( )　時　分 ～ 月　日( )　時　分 (取扱件数) 件	
		月　日( )　時　分 ～ 月　日( )　時　分 (取扱件数) 件	

## 協 力 要 請 書

一般社団法人 宇都市医師会

会長 様

宇都市長

令和 年 月 日に災害が発生しましたので、被災現場及び救護所での医療救護活動  
 並びに避難所への巡回医療を実施する必要がありますので、速やかに救護班を編成し、下記  
 指定場所へ派遣されるよう協力を要請します。

記

災害発生場所				
災害発生日時	年 月 日	午前・午後	時	分頃
災害の概要等				
指定場所	所 在 地	緊急連絡先	電話番号	

## 救護班員名簿

(宇部市医師会)

区分	従事者氏名	職種	従事月日(曜日)	従事時間	医療救護活動場所
1			月 日( )	時 分～ 時 分	
2			月 日( )	時 分～ 時 分	
3			月 日( )	時 分～ 時 分	
4			月 日( )	時 分～ 時 分	
5			月 日( )	時 分～ 時 分	
6			月 日( )	時 分～ 時 分	
7			月 日( )	時 分～ 時 分	
8			月 日( )	時 分～ 時 分	
9			月 日( )	時 分～ 時 分	
10			月 日( )	時 分～ 時 分	
11			月 日( )	時 分～ 時 分	
12			月 日( )	時 分～ 時 分	
13			月 日( )	時 分～ 時 分	
14			月 日( )	時 分～ 時 分	
15			月 日( )	時 分～ 時 分	
16			月 日( )	時 分～ 時 分	
17			月 日( )	時 分～ 時 分	
18			月 日( )	時 分～ 時 分	
19			月 日( )	時 分～ 時 分	
20			月 日( )	時 分～ 時 分	

# -宇部市医師会大規模災害時行動指針（概要版）-

2022年（令和4年）3月

## 1 大規模災害とは

大規模災害とは、自然災害及び人的災害により、被害が広範囲にわたり、復興までに長時間を要し、被災地内の努力だけでは解決不可能なほど著しく地域の生活機能、社会維持機能が障害されるような災害をいう。基本的には激甚災害（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用による）に指定される災害を基準とする。

## 2 目的

この指針は、大規模災害が発生した場合一人でも多くの市民を救命するために、医療救護班長をはじめとする医師会員の災害時初期医療救護活動に関する事項を定め、併せてその後の通常の社会生活への復帰や地域再建を目指す地域医療の復旧のための活動に資することを目的とする。

基本的には行政（県および市）の地域防災計画および災害マニュアル等に沿って、関係機関と協力して災害時医療救護活動を円滑、適切に行うための行動指針である。

## 3 基本方針

大規模災害の発生時には、行政や関係機関と連携し、医療救護を必要とする方への医療行為や避難所・被災地への巡回医療・メンタルケア対策など、災害の規模、様態、時間の経過などに即応した役割を果たすことが求められる。

しかし、大規模災害時には、宇部市医師会館、病院・診療所施設、医師自身が被災することも想定され、あらゆる状況に応じて、円滑かつ適切な対応を図る必要がある。そのため、本医師会は以下の方針に立って、取組みを行うものとする。

- ① 災害の状況に応じ、行政や関係機関と連携を取りながら必要な体制を取り、最大限の協力をを行う。  
また、体制構築等のため、宇部市医師会会員（以下「会員」という。）の緊急連絡網を整備する。
- ② 救急対策担当理事及び救急蘇生委員会は、市からの応援要請に備え医療救護班を編成し、出動体制の整備に取り組むとともに、医療救護に関する研修計画を策定し、行政の指導等により机上・実地訓練を行い、評価・改善しながら実効的な災害時対策を準備する。
- ③ 災害にも対応できる地域包括ケアシステムを構築し、大規模災害を見据えた医療統括体制の強化やかかりつけ医機能の推進を図る。
- ④ 災害時に在宅医療の提供が継続できるよう宇部地域医療圏での協力体制を構築する。
- ⑤ 会員は、災害発生直後は、医療救護活動が迅速かつ効果的に実施できるよう協力し、災害発生後、概ね72時間経過した時点（救護所における医療救護活動の停止が検討された時点）で、自院での診療の早期再開に努める。
- ⑥ 近年多発する豪雨災害等による大規模災害に該当しない災害発生時においても、大規模災害発生時と同様に必要な対応を行う。
- ⑦ 災害時に過不足のない医療体制と医薬品の供給を確保するため、関係機関と協定を締結する。

## □ 大規模災害時行動指針の概要

区分	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3
	事前準備	発災から概ね1時間以内	～72時間経過まで	72時間以降
	平常時	発災直後	超急性期	急性期
医師会 (事務局 含む)	緊急連絡網の整備(会員及び関係機関等)	会長外関係職員(注)は医師会館に参集 (※大規模災害が発生した場合又は震度6弱以上の地震が発生した場合)		
	災害時の救護所ごとの医療救護班の編成と各班長等の指名		<p style="background-color: #e0f2ff; padding: 5px;"><b>「宇都市医師会災害時医療対策本部」の設置</b></p> <p>※ 宇都市から医療救護班の出動要請があった場合、あるいは会長が必要と判断した場合 [※委員の招集]</p>	
	災害時の在宅医療の責任者の指名	(注)関係職員 ・副会長 ・庶務担当理事 ・救急対策担当理事 ・救急医療委員会委員 ・事務局長外事務局職員	宇都市から医療救護班の派遣要請があつた場合、救急対策担当理事及び救急医療委員会と協議の上、医療救護班を派遣	行政等から情報を収集し、救急医療委員会を招集し、所要の対応を協議
	研修及び防災訓練の会員の派遣		行政等(宇都市災害対策本部等)から情報収集し、会員へ通知	診療施設の被災状況、診療応需状況、傷病者搬入・受入状況等を収集・整理し、行政等へ情報提供
	山口県広域災害救急医療情報システム(EMIS)を活用した研修・訓練の実施		会員が速やかに医療行為ができるよう行政等へ支援要請 県医師会へ被災状況等を報告 災害状況が鎮静後、会員が自院で診療を早期再開できるよう所要の調整及び支援	傷病者の減少など状況が収まり、発災後概ね72時間経過した時点で、宇都市災害対策本部と協議の上、救護所の活動停止を検討 救護所がすべて閉鎖し、診療所が概ね再開された場合は、医師会対策本部を閉鎖し、宇都市医師会本会に任務を引き継ぐ

## □ 大規模災害時行動指針の概要

区分	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3
	事前準備	発災から概ね1時間以内	～72時間経過まで	72時間以降
	平常時	発災直後	超急性期	急性期
<b>医療救護班員</b>	自院における非常連絡網の作成  非常時用の服装等の準備  災害携行品（診療着・診察器具・医薬品・医療衛生材料等）の準備  災害時の移動用自転車の確保  研修及び防災訓練への参加	自身、家族及び職員の安全の確保  災害宣言受信（連絡・自己覚知）  災害対応の可否を判断  医師会対策本部に対して、安否確認及び災害対応の可否を報告  医師会対策本部からの出動要請に即応できるよう準備し、待機	各医療救護班長は、医師会対策本部からの出動要請に従い、所属する班員に集合を要請するとともに、あらかじめ指定された救護所等に出動し、診療を開始（往診セット持参）  医療救護班員は、班長の指示に従い、救護所に出動し、診療を開始（往診セット持参）	医師会対策本部へ被災状況等を報告  医療救護所が閉鎖された後、自院での診療の早期再開
<b>その他の会員</b>		自身、家族及び職員の安全の確保  災害宣言受信（連絡・自己覚知）  安否確認報告（医師会対策本部）	災害対応の可否を判断し、医師会対策本部へ報告  医師会対策本部からの出動要請に対し、対応（往診セット持参）  自院に被害がない場合、概ね72時間経過後、診療が再開できるよう準備	医師会対策本部へ被災状況等を報告  医療救護所が閉鎖された後、自院での診療の早期再開
<b>JMAT登録会員</b>			「JMAT やまぐち」編成	

## □役員及び事務局職員の役割分担

### (1) 会長

- ① 宇部市医師会の行動を総括し、救急対策担当理事等や事務局職員を指揮監督する。
- ② 災害医療の包括的対応・指示を行う。

### (2) 副会長

- ① 会長の職務を補佐し、会長が不在の場合はその職務を代行する。

### (3) 庶務担当理事

会長の指示のもと、次のことを行う。

- ① 行政等との連絡調整を指揮監督する。
- ② 会員への情報収集を指揮監督する。
- ③ 山口県医師会への情報提供を指揮監督する。

### (4) 救急対策担当理事

会長の指示のもと、次のことを行う。

- ① 医療救護活動に関する事項について決定する。
- ② 会員への行動要請内容が決定後、会員へ行動を指示する。

### (5) 救急蘇生委員会委員

- ① 医療救護活動に関する重要な事項について協議する。
- ② 被災自治体の災害対策本部にて情報収集・連絡調整を行う。

### (6) 事務局職員

会長等の指示のもと、行政等や会員からの情報収集や関係機関との連絡調整等を行う。

- ① 事務局長：会長・救急対策担当理事等との連絡調整、県医師会との連絡調整など事務総括
- ② 情報収集員1名：情報収集（会員の安否、被災状況、診療応需状況、傷病者搬入・受入状況（受入可能数）、災害時要援護者に関する情報）、会員への情報発信、災害対策本部への報告
- ③ 総務班員1人：災害対策本部派遣の連絡調整員からの情報収集
- ④ 連絡調整班員1人：医療救護班の医師の送迎、処置内容・結果等の記録、医師会本部ほか行政等の関係機関との連絡調整

## -宇部市医師会災害医療救護活動連絡体制図-



